

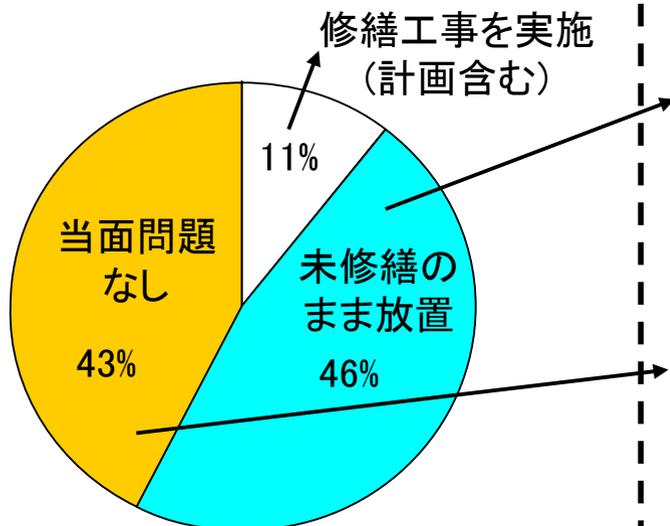
# その他参考資料

国土交通省港湾局

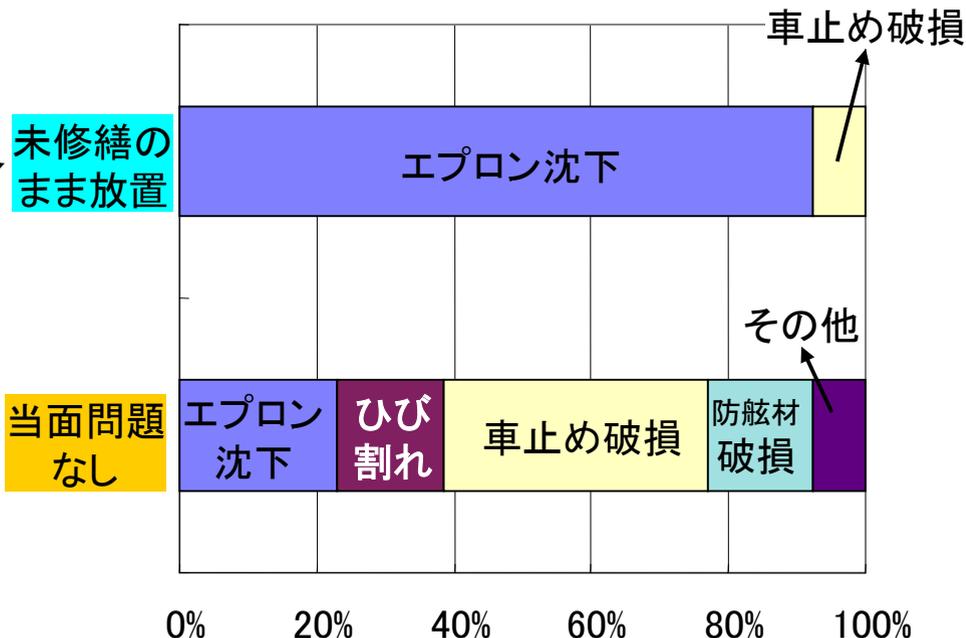
## 国有岸壁の劣化と修繕の実績(実施監査の結果)

- 国による目視等による点検によれば、全国における国有岸壁の46%が修繕の必要となっているものの、未修繕のまま放置されている。
- その内容は、機能低下が大きいエプロン沈下となっている。

### 国有岸壁の修繕実績



### 岸壁の劣化内容



※地方整備局等の目視等による監査結果(平成15、16年度)による。

# 《最近の事例》不十分な維持管理による機能不全となった施設 ～S港における岸壁の陥没事故～

- エプロンが、鋼管下部からの吸出しによる空洞化。
- 吸出し防止策等適切な維持管理が実施されていなかったため、大規模改修が必要に。
- 目視点検によるエプロン沈下を確認後、詳細点検を実施していたため、事故の予兆を把握。適切な点検が人や車が落ちる等の重大事故を未然に防止。

2号岸壁 空洞化状況



3号岸壁 空洞化状況



3号岸壁 陥没状況



2号岸壁 復旧状況



3号岸壁 復旧状況



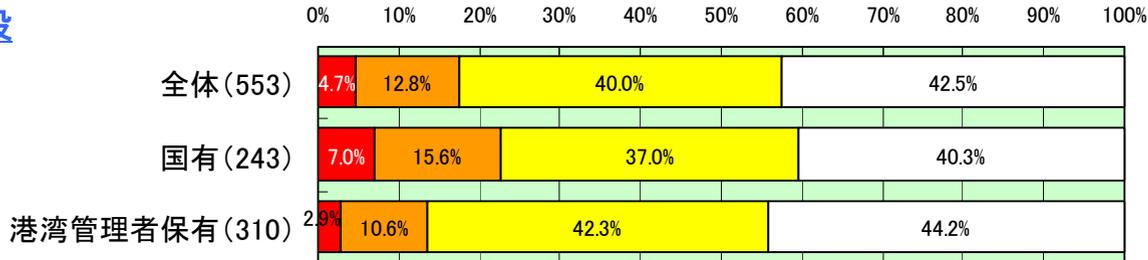
# 港湾施設の維持・修繕ニーズ

## 水域施設



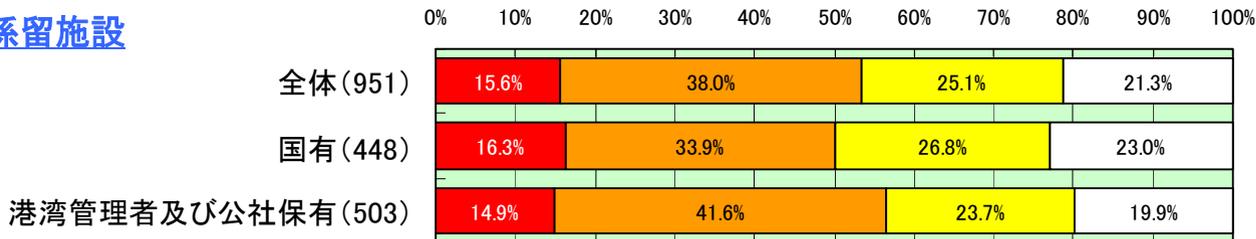
維持・修繕に要する費用(全体)  
 A: 2510億円  
 B: 2510億円  
 A・B合計: 5020億円

## 外郭施設



維持・修繕に要する費用(全体)  
 A: 1100億円  
 B: 3004億円  
 A・B合計: 4104億円

## 係留施設



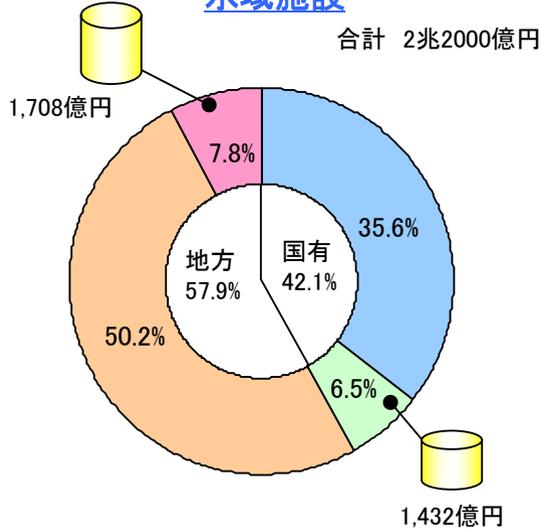
維持・修繕に要する費用(全体)  
 A: 1515億円  
 B: 3697億円  
 A・B合計: 5213億円

- A判定**: 施設の機能上問題があり、早急に維持・修繕の必要がある場合
- B判定**: 計画的な維持・修繕を実施する必要がある場合
- C判定**: 現状では維持・修繕の必要はないが、継続して観測する必要がある場合
- D判定**: 異常が見られない場合

# 港湾施設のストック量と所有の区分

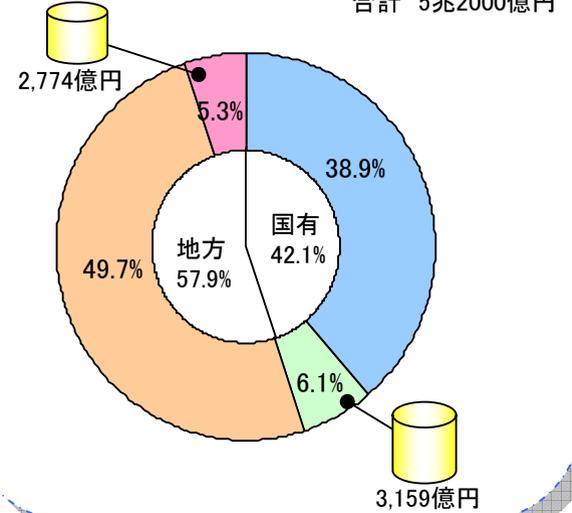
## 水域施設

合計 2兆2000億円



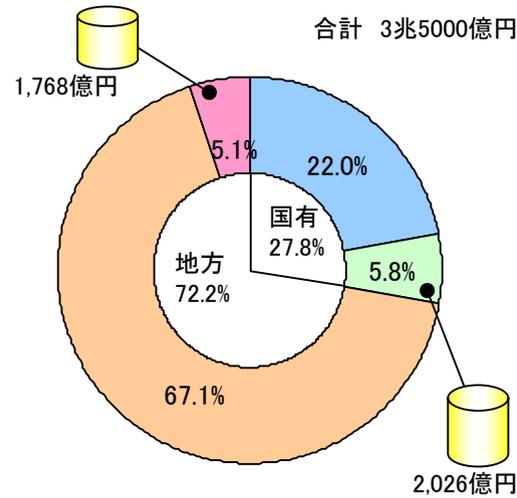
## 外郭施設

合計 5兆2000億円



## 係留施設

合計 3兆5000億円



※注 1

■ 国有港湾施設ではあるが、港湾法第52条の直轄工事基準の施設に該当しないもの。

■ 地方自治体所有の港湾施設ではあるが、港湾法第52条の直轄工事基準の施設に該当するもの。

※注 2 1995年価格による。

# ●直轄事業等の基準の明確化・範囲及び負担の見直し(平成12年度港湾法改正)

## 直轄事業等の基準の明確化、範囲の見直し等

港湾法52条の国と港湾管理者との協議が調い実施される直轄事業は、下記a又はbの事業に限定することを基本とし、この判断を行うために必要な要件についての検討を含め、出来る限り客観的な基準を具体化するよう検討する。

- a 国際・国内の基幹的海上交通ネットワーク形成のために必要な根幹的な港湾施設（港湾の骨格を形成する防波堤、主航路、大型外貿ターミナル、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル、幹線臨港道路等）の整備
- b 全国的な視点に立って配置整備する必要性が高い避難港及び当該施設の効用が一の港湾管理者の範囲を超えて広域に及ぶ港湾公害防止施設・廃棄物埋立護岸等の整備並びに技術的観点等から港湾管理者が自ら実施することが困難な事業

## 港湾法第52条（直轄工事）

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管理者の協議が調ったときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げる港湾工事を自らすることができる。

一 重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設として国土交通省令で定めるものの港湾工事

二 重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事

三 避難港における水域施設又は外郭施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事

四 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であって高度の技術を必要とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事

## 港湾法第52条（直轄工事）

2 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者が当該各号に掲げる割合で負担する。

一 特定重要港湾における水域施設、外郭施設若しくは係留施設（これらの施設のうち、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設であって国土交通省令で定めるものに限る。）又は臨港交通施設（第六号に掲げる施設を除く。） 三分の一

二 重要港湾における水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前号及び第六号に掲げる施設を除く。） 十分の四・五

三 重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の五

四 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 十分の七・五

五 避難港における水域施設又は外郭施設（次号に掲げる施設を除く。） 三分の一

六 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（前項第四号に掲げる港湾工事に係るものに限る。） 十分の五

（法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定める施設）

第一五条の七 法第五十二条第二項第一号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一 コンテナ貨物の運送に係る外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は棧橋（以下この条において「外貿コンテナ岸壁等」という。）の機能を確保するための航路

二 外貿コンテナ岸壁等又は前号の航路を防護するための防波堤

三 国土交通大臣が港湾の配置及び取扱貨物量を考慮して地震に対する安全性の向上を図る必要があると認め外貿コンテナ岸壁等

# 保全・再生・創出される自然環境の維持管理

## 1.現状

- 臨海部における大規模な開発等による干潟・藻場等の自然環境の減少
- 環境負荷の増大や埋立等による閉鎖性水域の水環境の悪化
- 持続可能な開発の達成に向けた、環境保全・再生・創出と開発との一体性

社会資本整備重点計画でのアウトカム指標 (H15.10.10閣議決定)  
→ 失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合【H19までに約3割再生】(河川との横断指標)  
→ 約300haの干潟を再生(港湾分)



港湾環境政策の基本的な方向 (H17.3.29港湾分科会環境部会答申)  
→ 劣化・喪失した自然環境の再生・創出

港湾における多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的として、浚渫工事等で発生する良質な土砂等を活用して、干潟・藻場・海浜の保全・再生・創出を行う

## 2.自然再生事業における維持管理上の課題

### 技術的課題

- 環境条件の変動による生態系の応答性  
→ 技術的に困難な生態系や環境の管理
- 境界が不確定で絶えず変動しうる形状  
→ モニタリング範囲の設定
- 事業実施後の環境安定期間の推定  
→ モニタリング期間の設定
- 多様な意見・ニーズの存在

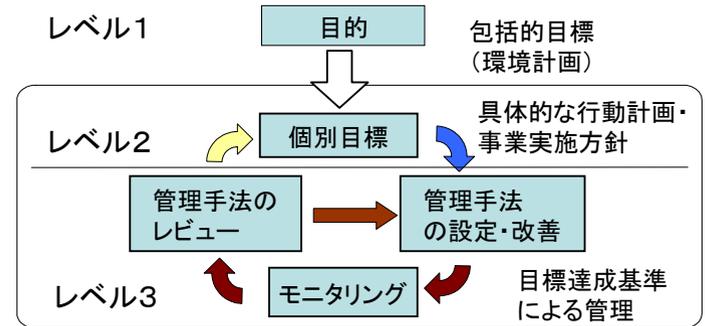
### 制度的課題

- 自然再生事業の完了後における維持管理の現状は以下の通りとなっているため、十分な維持管理が行われていないのが実状。
- 港湾区域外での事業については、そもそも管理主体が不明確。
  - 港湾区域内では、例えば干潟等の港湾施設としての位置づけられていない場合もあるため、維持管理の必要性が不明確。
  - 浅場等の場合、土木構造物については維持管理が行われているが、それに付帯する藻場等が維持管理の対象か否かは不明確。

## 3.順応的管理の必要性

上記のような自然の不確定要素を含む干潟・藻場等の自然環境の保全・再生・創出に関しては、施工中や事業前後のモニタリングによる、継続的な見直しを行なうプロセス(順応的管理)が不可欠である。

目標(仮説)設定→実施→モニタリング/予想との乖離→予想・計画の見直し・目標再設定(合意形成)→実施→モニタリング/予想との乖離→……  
よりよい事業に向けた改善のプロセス



## 4.適切な自然環境の維持管理に向けた対策

- 供用後の一定期間継続的なモニタリングを含む維持管理計画の策定
- 干潟・藻場等の維持管理マニュアル等の確立
- 干潟・藻場等の施設としての位置づけの明確化
- 事業と維持管理の一体化
- 市民・専門家等の協働・参画



効果的な自然環境の保全・再生・創出の推進

# 港湾空間全体の適切な管理制度

## 課題

- ・港湾施設の管理における安全性の確保において放置艇、放置自動車等が支障
- ・良好な景観形成を放置艇、放置自動車等が阻害
- ・津波・高潮災害における放置艇、放置自動車等の流出による被害拡大の可能性 等



津波・高潮による放置艇等の流出



津波・高潮による陸上の放置艇や放置自動車等の流出

陸域



不法投棄された廃棄物による  
景観悪化や環境汚染



放置自動車による道路(歩道)の  
不法占拠や景観悪化

水域



放置艇による船舶航行の  
阻害や景観悪化



H17. 6. 1 琉球新報

不法投棄による漁業者とのトラブル

## 対策

- ・放置等禁止区域の陸域への拡大、禁止対象に自動車等を追加
- ・適切な港湾空間の管理を国が港湾管理者へ促す制度の検討